

第192回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和元年5月28日（火）午後6時30分
場 所： 市役所本庁舎大会議室A
出席委員： 木村和男、鹿内徹、石野了、高坂恵美子、三上史雄、槇泉、田中志昌、
石山毅憲、堀内はつえ、中村道男、中野昌勝、近原芳栄（委員＝12名）
関係部局： 佐藤孝悦（健康づくり推進部長）、木村公子（健康づくり推進課長）、
吉田由佳子（税務課長）、菅原賢一郎（大畑庁舎市民生活課長）
事務局： 石田隆司（国保年金課長）、野坂ゆみ主幹（国保GL）、岩上理佳子保険主
査、宮下由美子主査、竹園隆平主事、圓子愛理保健師

【国保年金課長】 組織会を開催いたします。

会長が、平成31年3月31日をもちまして任期満了となったことから、
現在、不在となっておりますので、新たに選任していただくものでありま
す。会議の進行は、佐藤健康づくり推進部長にお願いいたします。

【健康づくり推進部長】 それでは、ただ今から第192回むつ市国民健康保険運営協
議会を開催いたします。まず初めに、会長の選任についてを議題といたし
ます。会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項の
規定により、公益を代表する委員の中から、選挙で決定することとなっ
ております。会長の選任については、どのようにいたしましょうか。

「事務局一任の声あり。」

【健康づくり推進部長】 事務局一任という声がありましたが、これにご異議ありませ
んか。

「異議なしの声あり。」

【健康づくり推進部長】 それでは、事務局から、案がありましたらお願いします。

【国保年金課長】 会長につきましては、引き続き木村委員にお願いしたいと思いま
す。

【健康づくり推進部長】 ただ今の、事務局の案にご異議ありませんか。よろしければ、
拍手をもってご承認いただきたいと思えます。

「拍手」

【健康づくり推進部長】 ありがとうございます。木村委員を会長とすることで決定い
たします。それでは、木村会長は、会長席にお移りいただき、引き続き会
議の進行をお願いいたします。

【会 長】 ただ今、委員の皆様のご推薦により会長職を仰せつかりました。木村で

ございます。浅学非才ではありますが、今後ともむつ市の国民健康保険の健全な運営のため、皆様と共に職務を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議を始める前に、4月の人事異動もありましたので、事務局から出席している職員を紹介させます。

【国保年金課長】 本日出席の職員をご紹介します。

佐藤健康づくり推進部長です。木村健康づくり推進課長です。野坂国保年金課主幹です。吉田税務課長です。飯田税務課主幹です。長内税務課主幹です。菅原大畑庁舎市民生活課長です。岩上保健主査です。圓子保健師です。宮下主査です。竹園主事です。最後に国保年金課長の石田でございます。以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

【会長】 ただ今から第192回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。ただ今の出席委員数は、8名で定足数に達しております。本日の案件は、「むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」「令和元年度むつ市国民健康保険事業実施計画について」「平成30年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」の3件となっております。会議に入ります前に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は「中野昌勝」委員を指名いたします。それでは、案件1について、事務局から説明をお願いします。

【国保年金主幹】 それでは、案件1につきまして説明させていただきます。

資料1をご覧ください。改正内容につきましては、改正内容の枠内となりますが、地方税法施行令の改正による、国保税課税限度額の引き上げ及び国保税軽減措置の拡充となります。

具体的な改正内容は、資料中段以降をご覧ください。今回の改正は、課税限度額の見直しにより、医療分に係る課税限度額を3万円引き上げて61万円とし、また、軽減対象世帯の拡充ということで、5割と2割軽減の対象として判定される世帯の所得基準額の改正が行われております。

この改正による影響につきましては、資料2枚目をご覧ください。資料の上段は影響額です。平成31年1月時点での推計になりますが、限度額引き上げにより影響のある世帯は、158世帯で、影響額は約461万円の増額、また、軽減の拡充につきましては、軽減なしから2割軽減となる世帯が61世帯、2割軽減から5割軽減となる世帯が22世帯であり、影響額としては約198万円の減額が見込まれます。

なお、この軽減額として見込まれる198万円については、基盤安定負担金により、一般会計から国保会計に繰入されることとなりますので、今回の制度改正による国保会計への影響は、限度額改正による約461万円の増額ということとなります。

この一部改正条例は、平成31年度の課税に影響があることから、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行されておまして、6月に開催される市議会に報告することとなります。

以上で、案件1の説明を終わらせていただきます。

【会長】 ただ今の事務局の説明について、ご質疑ありませんか。ないようですので、以上で案件1の審議を終了いたします。

次に、案件2について、事務局から説明をお願いします。

【国保年金課主幹】 それでは、案件2事業実施計画の概要について、ご説明いたします。

2ページから3ページをご覧ください。まず、被保険者数ですが、ここ5年を取ってみても年間約1,000人程度減少しており、グラフにもあるように、60歳以上が全体の約6割と被保険者の高齢化が進んでおります。また、被保険者数の減少に伴い、医療費総額も減少しているものの、一人当たり医療費は、高齢化、医療の高度化、高額薬剤等の影響によりまして、毎年増加しております。国保財政につきましては、この後、平成30年度決算見込みをご説明させていただきますが、平成26年度と28年度の税率改正、国保制度改革に伴う国の公費の影響等もあり、最大7億6,000万円余りあった累積赤字は解消される見込みです。

4ページをご覧ください。各種施策の取り組みですが、収納率向上対策、資格適用適正化対策、医療費適正化対策、保健事業推進、財政健全化対策と、大きく5つに分かれております。

まず、収納率向上対策ですが、5ページの徴収体制の充実・強化では、新規滞納者の早期対応や滞納整理の強化等、これまでの取り組みの継続・強化を図ることはもちろんのこと、今年度は6月から12月まで市税の口座振替・納税組合加入促進キャンペーンを実施し、納期内完納を推進しております。

続きまして8ページ以降をご覧くださいと思います。関連の深い医療費適正化対策と保健事業の推進です。保険者努力支援制度等国の公費の配分の拡大に見られるように、保険者は適正な資格管理や保険給付のみならず、医療費適正化に向けた取り組みの重要度が増してきています。特定健診・特定保健指導の円滑な実施ですが、集団健診では今年度も土曜・日曜の実施日を設ける等、実施回数は49回としております。また、個別健診受診可能医療機関が新たに2医療機関加えて12医療機関となるなど、受診機会、受診環境の整備を図っております。未受診者対策につきましては、昨年度より実施している40代から60代を対象とした「健康年齢通知事業」を継続するほか、これまで実施してきた電話勧奨により蓄積したデータ等を活用し、お知らせする内容やタイミング等を見直したうえで新たな勧奨通知を実施し受診率の向上に引き続き努めていきます。また、糖尿病重症化予防対策として、昨年度より実施方法等の検討を重ねてきた糖尿病性腎症予防プログラム要綱に基づいた対象者の支援に向け、医療機関との連携も含め、事業を実施して参ります。このように、これまでの取り組みに常に検討を加え、被保険者の健康意識の高揚に向け保険事業を推進し、さらなる医療費の適正化を継続して参ります。

13ページをご覧ください。最後に財政健全化対策ですが、平成25年度策定の財政健全化指針計画期間の終了に伴い、新たな指針の策定を検討しておりましたが、制度改正1年目の昨年度は財政構造変化に伴う収支の見込み難しく先送りとなっておりました。平成30年度で累積赤字解消が

見込まれているものの、健全かつ安定的な国保財政運営が継続できるよう、前回指針の検証を踏まえ、第2期財政健全化指針の策定を進めて参ります。
以上で、案件2の説明を終わらせていただきます。

【会長】 ただ今の事務局の説明について、ご質疑ありませんか。

【高坂委員】 3点ほどお聞きします。

まず、10ページの受診率の件なのですが、未受診者対策について、かなり苦勞されているのは重々わかります。特に40歳代から60歳代の若年の方の対象ということで、継続受診の習慣化するきっかけということで通知事業を実施するとのことですが、昨年はどれくらい通知してどれくらいの方が受診されたのか、わかっていたら教えていただきたい。

それから2点目ですけれども、今年度の重症化予防、昨年は説明ありましたが、今年度の具体的な取り組みをどこらあたりに対して、どのような事業をやるのかわかりましたらお知らせください。

それから3点目、保健指導の実施率なのですが、これについて、今年度は具体的に保健指導の実施率を上げようということでは何かありましたら教えてください。

【国保年金課主幹】 まず、未受診者対策で、健診結果をもとにしました健康年齢通知事業というのを昨年度から始めましたが、昨年度は事業実施1年目ということもありまして、夏頃に、健診を受けていただくと、おもしろい形で、わかりやす形で自分のカラダの年齢がわかりますから、ぜひ健診を受けてくださいという通知を行いました。その後3月の後半に実際に人間ドック、集団検診、個別検診を受けた方をすべて拾いまして実際に通知を行っております。残念ながら受けた方からの反応というのは、まだきていないのですが、通知の内容をみますと、かなりショックな年齢が出ていたりということがありますので是非、これを見て今年も健診を受けて生活改善して、カラダ年齢が良くなっているのではないかとこの部分で、特に若年層の方々に興味を持っていただきたいと考えて今年度も継続することとしております。

糖尿病重症化についてですが、保健指導の対象となる基準によりまして、精密検査を受けてくださいという対象者の方、これを基本として対象者をピックアップしまして、通知を出して、まず、受診をしていただいた結果をご連絡いただくということ。これまでもやってきていることですがこれが第一段階です。今年度具体的に考えていることが、むつ総合病院と一緒にあって、病院に受診しなくなってしまう方に保健師が面談するようなことを考えております。こういうことを考えまして昨年度は糖尿病インストラクターの養成講座を受けまして知識を身につけているので、相談に乗っていきたいと考えております。それが医療機関との連携の手始めということで計画をしておりまして、実際にはもう少し時間がかかりますが今年度内に実施して参りたいと考えております。

保健指導の実施率についてであります。保健指導の通知を出してもなかなかお返事をいただけないことが多くて、そういう方には通知を出した

後に更に電話での接触を試みまして面談の約束をとるのですとか、特定健診の会場に出向いて相談を受けるとか、健康イベント等を利用しまして対象者とお会いする等いろいろな試みを始めております。なかなか日常の業務に追われて、まとめて時間をとることがなかなか難しい中ですが、対象者とお会いできる機会を設けまして実施率向上に努めて参りたいと思っております。以上です。

【高坂委員】 通知の件なんですけれども、やはり継続してやるからには、何人受けて何人が継続しているか書かないと事業としてはそんなに意味がないのかなと思っております。それと特定保健指導については、全員やるというのは、やはりマンパワーの関係で大変ですので、例えば基準を設けて、こういう状態になった人には100パーセント追跡するという、的をしぼったやり方をしないとなかなか成果が上がらないと思っております。

【会 長】 ほかにございませんか。

それでは私から。保健指導に関してでありますけれども、高坂委員からもありましたように、昨年私も保健指導に行ってきたのです。大畑でたった1名しか来ていないのです。それも健康な人しか来ていない。あとは来ないという状況にありました。やはり保健指導に関しては、一定の基準の健診結果が出た人については、例えばどこかに集まってもらって、そのなかで直接手渡すとか、そういう方法に持って行かないとなかなか浸透できないのかなという考えを持っておりました。

あと、未受診者ですけれども、大畑地区の成績が悪くて、さっぱり受診者が集まらない、この辺の所ももう一考が必要なのではないかと思います。今32、33パーセントくらいでしょうか、その中で特に大畑が悪いと言うことで、ゴミ集積所に健康診断ありますよと張ってありますが、もう少し積極的な策を講じていただかないと、なかなか浸透していかないのかなと思っておりました。糖尿病については、保険者努力支援制度、むつ市はまだ、下の方にいると思うのですけれども、この辺の所はもう少し積極的に出て行く形で、将来の予備軍と言われる人たちにも積極的にやっていただきたいと考えておりました。

【国保年金課長】 特定健診の受診率につきましては、様々な方法を講じながら対応していきたいと考えておりますので、引き続きご意見を頂戴しながらすすめて参りたいと考えてございます。

【会 長】 ほかにございませんか。ないようですので、以上で案件2の審議を終了いたします。次に、案件3について、事務局から説明をお願いします。

【国保年金課主幹】 それでは、平成30年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みにつきましてご説明いたします。

平成30年度は制度改正により財政構造が大きく変化していることから、昨年度と比較してのご説明が難しい点もございましてご了承ください。

まず歳入ですが、歳入見込み総額は63億9,364万2,088円と

なります。主な内容ですが、まず、第1款の国保税は、前年度と比較し、約9,868万円減の、13億1,341万770円となっております。これは、平成29年度と30年度の国保税予算総額の比較です。すでに約8%の減少が見られるとおり、収納率は例年並みに推移しているもの、被保険者数の減少による課税額の減少が影響していることによるものです。第5款の県支出金ですが、平成29年度と名称は変わらないものの、その構成要素は、前年度と全く違い、保険給付費等交付金のうち、保険給付に必要な額が全額交付される普通交付金が約41億7,548万円、保険者努力支援分等の特別交付分が約2億7,304万円の計44億4,852万5,573円となっております。第7款繰入金は、約6,931万円減の6億2,162万2,456円となっております。これは、平成26年度から行われてきた累積赤字解消のための一般会計からの法定外繰入を行わなかったことが減の大きな要因となっております。

続きまして歳出ですが、歳出見込み総額は61億5,145万3,562円となります。主な内容ですが、第1款の総務費は、約431万円減の2,141万4,142円となっております。これは、被保険者数を基として積算している経費が、被保険者数の減少により減少していることによるものです。第2款の保険給付費は、約3,851万円減の41億9,147万5,336円となっております。これは、高額療養費は増加しているものの、退職被保険者数の減少により、療養給付費が減少していることによるものです。第6款の保険事業費は、約795万円増の7,699万5,346円となっております。これは、医療費分析、糖尿病インストラクター養成や健康年齢通知及び保険事業システムの更新に係る各種委託料の増加によるものです。第9款の諸支出金は、約1,614万円増の、2億59万6,682円となっております。これは、平成29年度療養給付費等負担金の額の確定による返還金の増によるものです。最後に、歳入から歳出を差し引いた額は、2億4,218万8,526円の黒字、単年度収支では、2億8,292万3,281円の黒字となり、最大で約7億6,000万円あった累積赤字は、平成30年度をもって解消の見込みとなりました。

なお、この約2億4,200百万円は、急激な歳入の減少や給付費の増加に備えるため、平成31年度において基金へ積み立てる予定となっております。

以上で、案件5の説明を終わらせていただきます。

【会長】 ただ今の事務局の説明について、ご質疑ありませんか。

ないようですので、以上で案件3の審議を終了いたします。以上で案件の審議は終了いたします。ここまではかに何かございませんか。

ないようですので、その他に移らせていただきます。事務局からなにかありますか。

【国保年金課長】 例年7月頃に行っている視察研修についてであります。現在調整中でございます。7月の半ばを念頭に会長と協議をしたいと考えております。千葉県内で「糖尿病重症化対策について」、埼玉県内で「国保窓口の

業務委託について」の視察等を考えております。日程決定次第皆様へご連絡をさせていただきますので、ぜひ御参加いただきたいと思います。

【会長】 7月中旬頃ということの後ほどご連絡するということでもあります。よろしく願いいたします。

委員の皆様から何かありますか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ご協力、ありがとうございました。